

東京都
Tokyo Innovative Recognition and Trial Purchase Program

トライアル

発注認定制度

令和3年度

東京都トライアル発注認定制度 (新事業分野開拓者認定制度)

募集要項

令和3年2月

【申請書類の受付期間】

令和3年3月22日(月)から4月7日(水)まで【郵送・必着】

申請書など申請に必要な様式は、東京都トライアル発注認定制度ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/sougyou/trial/>
(または「東京都トライアル」で検索してください。)

東京都トライアル 検索



【書類提出先・お問合せ先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 20 階中央

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 技術振興担当

電話 03-5320-4745 (直通) 内線 36-583

E-mail [S0000474\(at\)section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000474(at)section.metro.tokyo.jp)

※ アルファベット大文字エス (S) の後ろは英数字ゼロ (0) です

※ メール送信の際は(at)を@に置き換えてください

— 目 次 —

1.	制度概要	P. 2
2.	認定期間	P. 3
3.	認定対象及び申請要件	P. 4
4.	認定基準及び審査方法等	P. 6
5.	スケジュール	P. 7
6.	認定後の流れ	P. 8
7.	申請方法等	P. 9
8.	留意事項	P. 11
9.	認定の取消し	P. 11
(別添 1)	随意契約に関する関係法令	P. 12
(別添 2)	中小企業者に関する関係法令	P. 13
(別添 3)	認定要件に関する関係法令等	P. 14
(別添 4)	認定要綱第 9 条に関する詳細	P. 15
(別添 5)	審査・認定分野に関する詳細	P. 16

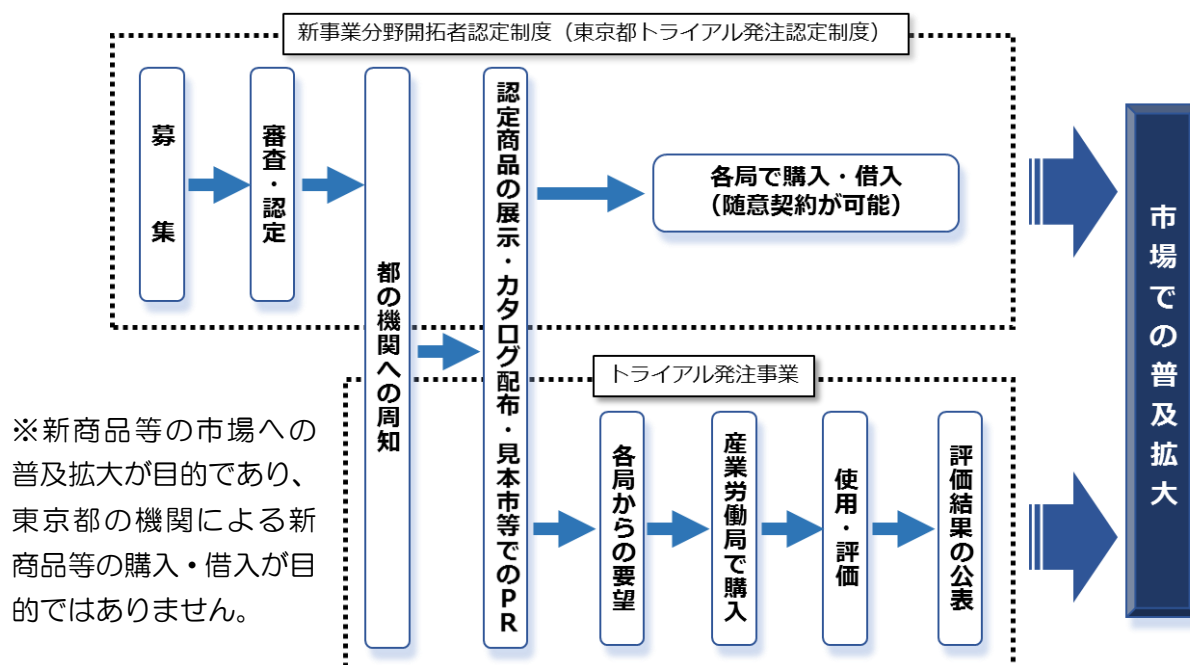
1. 制度概要

都内中小企業者の新規性の高い優れた新商品及び新役務（サービス）の普及を支援するため、新規性や独自性など東京都が定める基準を満たす新商品等を生産・提供する中小企業者を「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者（新事業分野開拓者）」として認定する（新事業分野開拓者認定制度）とともに、その新商品等の一部を東京都の機関が試験的に購入し評価する（トライアル発注事業）制度です。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、「新しい日常」の定着に寄与する新商品等や、脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない新商品等をはじめとし、幅広い分野の新商品等の販路開拓・普及拡大を支援します。

※ 本募集要項中の「新商品等」とは、新商品及び新役務（サービス）を指します。

※ 本募集要項中の「購入」とは、物品を購入すること及び役務の提供を受けることを指します。



【認定を受けると・・・】

- 東京都のホームページ等で認定商品を広くPRします。
- 認定期間中、東京都の機関が競争入札によらない随意契約で購入・借入することができます。
- 認定商品の一部を東京都の機関が試験的に購入し評価します（トライアル発注事業）。（※物品の借入は対象外）



（使用できる東京都トライアル発注認定商品ロゴマーク）

【留意事項】

- ※ 認定した新商品等の品質等を東京都が保証するものではありません。また、その購入・借入を約束するものではありません。
- ※ 東京都の機関と随意契約できるのは新事業分野開拓者として認定された事業者です。販売代理店等とは随意契約できません。
- ※ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。いわゆる WTO 案件）の規定が適用される案件については、本制度による随意契約での購入はできません。
- ※ 関係法令は別添 1（P.12）を参照してください。

【認定事業者からの声】

- ・都の施設に導入されたことで、他の施設への営業活動がスムーズになりました。
- ・公共の場所に設置していただくことにより、認知度と信用度が上がりました。
- ・未開拓であった都の機関に導入していただくことができました。
- ・使用評価で、これまでに無かった新たな指摘があり、改良に向けて着手しました。
- ・産業交流展ではたくさんの方に PR できる場となり、様々な意見交換することができました。
- ・ロゴマークを使わせていただく、という事で信用度が格段に違ってきます。
- ・カタログやロゴマークは営業先において、顧客への第一印象の向上にはなりました。

2. 認定期間

認定期間は、認定を通知した日から2年を経過した日の属する年度末までです。
（令和3年度は、認定を通知した日から令和6年3月31日まで）

3. 認定対象及び申請要件

申請に当たっては、次の（１）及び（２）の全ての要件を満たす必要があります。

（１）認定対象者

本制度の認定を受けられるのは、以下の①及び②を満たす中小企業者に限られます。

① 次の組織形態のいずれかに該当するもの

【法人の場合】

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）により、東京都内に本店（本社）又は支店（支社）の所在が確認できること。かつ、会社概要・製品カタログ・ホームページ・名刺等の記載から、本店（本社）又は支店（支社）が東京都内で実質的に事業を行っている判断できること。

【個人事業主の場合】

個人事業の開業・廃業等届出書により東京都内で実質的に事業を行っている認められること。

② 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（会社及び個人事業者）であること

※ 認定を受けようとする法人を設立しようとする方を含みます。

※ 関係法令は別添 2（P.13）を参照してください。

○ 「中小企業者」とは、次に該当するもので、大企業が実質的に経営に参画していないもの

業 種 等	資本金又は従業員等
製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業、 情報処理サービス業・その他	3億円以下、又は300人以下
卸売業	1億円以下、又は100人以下
サービス業	5,000万円以下、又は100人以下
小売業	5,000万円以下、又は50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下、又は900人以下
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業 協同小組合、商工組合、協同組合連合会等	「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組 織に関する法律」で規定する要件を満たすもの

○ 「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。

ただし、次に該当するものは除きます。

- ・ 中小企業投資育成株
- ・ 投資事業有限責任組合

○ 「大企業が実質的に経営に参画していない」こととは、次のいずれも満たす場合です。

- ・ 大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していないこと
- ・ 大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していないこと

【留意事項】

- ※ 本制度は、新商品等を生産・提供する事業者を対象としています。したがって、新商品等の製造元ではない事業者（販売代理店等）からの申請は**対象外**となります。
- ※ 物品の場合、工場を持たず製造工程を他社へ委託している事業者等であっても、自らが企画・製造元で、自社商品として販売する場合は対象となります。
- ※ 役務の場合、提供する役務の主たる部分を自ら実施する事業者が対象となります。

（２）認定対象商品

本制度の対象商品は、申請時において販売を開始してから５年以内の物品及び役務です。ただし、以下のものは対象となりません。

○ 認定対象商品とならないもの

- ・ 食品衛生法で規定する食品
- ・ 医薬品医療機器等法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品及びそれに類するもの
- ・ 建設工事等における工法・技術
- ・ 肌に塗布するもの

【留意事項】

- ※ 過去に申請した同一商品については、再申請を行うことはできません。ただし、当該商品に機能等が付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は、申請することができます。

物 品 と 役 務 に つ い て

- 物品・役務のいずれかの区分を選択して申請してください。

物 品

- ・ 既製品として生産されるもの。
- ・ 物品等買入れ契約により調達されるもの。

役 務

- ・ 各種サービスの提供を行うもの。
- ・ 発注者の仕様により生産・提供されるもの。

- ※ スタンドアローン（単体）で動作するソフトウェアなど、納入物品のみで機能・性能の提供が可能なものは、物品に区分されます。
- ※ ASP サービスなど、納入物品のみでは機能・性能の実現が困難なものは、役務に区分されます。

4. 認定基準及び審査方法等

(1) 認定基準

本制度の認定を受けるためには、次の①～④のいずれにも適合することが要件です。

- ① 新商品等が、既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
- ② 新商品等が、技術の高度化や生産性の向上、又は都民生活の利便の増進に寄与するものであること
- ③ 新商品等の生産・提供及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
- ④ 新商品等が、東京都の機関において使途が見込まれるものであること

※ 関係法令等は別添3（P.14）を参照してください。

(2) 審査方法

東京都が設置する審査会において、一次審査（書類審査）、二次審査（面接審査及び訪問調査）、最終審査を行い、認定基準を満たしているか判定します。

なお、新商品等を以下の6分野に分類し審査や認定を実施する予定です。各分野の事例等は別添5（P.16）を参照してください。（分野は変更となる場合がございますので、予めご了承ください。）

- ① 生活・文化用品
- ② 医療・福祉
- ③ 防災用品
- ④ 試験・計測機器
- ⑤ 環境・資源
- ⑥ 情報・ソフトウェア

(3) 審査結果及び認定

- ・ 審査結果は書面にてお知らせします。審査の途中経過及び審査結果に関するお問合せには一切応じかねますので、予めご了承ください。
- ・ 認定された場合、認定事業者の名称・所在地・連絡先、認定商品の名称・価格・内容を東京都ホームページや認定商品カタログ等で公表します。

5. スケジュール

※ 日程及び審査方法は状況により変更となる場合がございますので、予めご了承ください。

(1) 申請書類の作成・提出（郵送）

【受付期間：令和3年3月22日（月）～4月7日（水）郵送必着】

- ・記入例を参照の上、申請書様式を全て記入してください。
- ・申請書及び添付書類は、東京都産業労働局商工部創業支援課まで郵送してください。

(2) 審査会での審査

- ・外部有識者等により構成される審査会において、認定基準を満たしているかどうかの審査を行います。

① 一次審査（書類審査）

- ・申請者全員に対し、一次審査の結果を郵送します【6月上旬頃予定】。
- ・一次審査を通過した申請者には、二次審査（面接審査）の日程を通知します。

② 二次審査（面接審査及び訪問調査）

面接審査（一次審査を通過した申請者が対象） 【6月中旬～下旬予定】

- ・一次審査を通過した申請者に、申請内容の説明をしていただき質疑を行います。（代表者又は代表者に準じて経営に関与している方が対応してください。）
- ・審査補足資料として、品質、性能、安全性等に関する試験成績書や取扱説明書及びこれに類する資料、その他顧客満足度、実績、東京都の機関における具体的な使途等に関する資料等を求める場合があります。
- ・面接審査の結果については7月初旬頃通知します。面接審査を通過した申請者には、併せて訪問調査の日程もご案内します。

訪問調査（面接審査を通過した申請者が対象） 【7月上旬～中旬予定】

- ・生産・提供及び販売の実施方法、販売・資金計画等について、訪問調査を行います。（代表者又は代表者に準じて経営に関与している方が対応してください。）
- ・訪問調査の結果については7月中旬頃通知します。

③ 最終審査 【7月下旬予定】

- ・一次審査・二次審査の結果を踏まえ、最終審査会において認定の可否について総合判定を行います。
- ・二次審査を通過した申請者全員に対し、最終審査の結果（認定の可否）を通知します。

(3) 認定事業者の決定（公表、認定書の交付） 【8月下旬～9月上旬予定】

- ・審査会の審査結果を踏まえ、知事が認定します。
- ・認定された場合、認定事業者の名称・所在地・連絡先、認定商品の名称・価格・内容を東京都ホームページや認定商品カタログ等で公表します。

（４）東京都による PR 【10 月～11 月頃予定】

- ・都庁内でのパネル展示や産業交流展で認定商品を周知・PR します。

（５）一部商品の購入（トライアル発注事業） 【翌年 1 月頃予定】

- ・認定商品の一部を東京都の機関が試験的に購入します。

（６）購入商品の使用評価 【翌年 9 月頃予定】

- ・トライアル発注事業で購入した一部の認定商品について、使用部署が有用性等の観点から評価し、評価結果を公表します。

6. 認定後の流れ

○本制度による認定を日常の営業活動に活用することができます。（本制度は新商品等の市場への普及拡大が目的であり、東京都の機関による新商品等の購入・借入が目的ではありません。）

○東京都の機関に営業を行う場合、原則として認定事業者が購入・借入の想定される局（部署）に対し、直接コンタクトを取っていただきます。

※本制度による認定商品の一部について、東京都の機関が試験的に購入します（トライアル発注事業）。なお、購入できるのはあくまでも認定商品の一部であり、全ての認定商品を購入できるものではありません。

※トライアル発注事業で購入した認定商品については、一定期間後、使用部署が有用性等の観点から評価し、認定事業者の同意を得た上で東京都ホームページ等に公表します。

○認定事業者は、後日、本制度に関する各種アンケート等へご協力いただきます。

7. 申請方法等

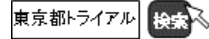
(1) 申請書類

申請に必要な書類は下表のとおりです。

申請書等の必要様式は以下の東京都トライアル発注認定制度ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/sougyou/trial/>

(又は「東京都トライアル」で検索してください。)



注意事項	・申請書の作成にあたっては、本募集要項および記入例をよくご確認ください。 ・申請書はパソコン等で作成してください。 ・申請書類はA4サイズとしてください(両面印刷推奨)。 ・写しを取ることがございますので、ステープル留めやファイリングは避け、クリップ留め等で提出してください。 ・図表等は白黒でも判別できるよう作成ください。 ・必ず最新の様式(令和3年度版)にご記入ください。
------	---

No.	必要書類		提出部数
①	申請書【指定様式】 (新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書)		正1部 写1部 電子データ
添付書類	②	実施計画書【指定様式】 (新たな事業分野の開拓の実施に関する計画)	正1部 写1部 電子データ
	③	新商品等の詳細が分かるカタログ	2部 電子データ
	④	(1) 法人の場合 ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)【原本】	各1部 (直近3ヵ月以内のもの)
		(2) 個人事業主の場合 ・個人事業の開業・廃業等届出書【写し】	
		(3) 個人の場合 ・住民票記載事項証明書【原本】 (※認定までに必ず法人を設立してください。)	
	⑤	会社概要	2部 電子データ
	⑥	・貸借対照表(直近2決算期分の写し) ・損益計算書(直近2決算期分の写し) (※設立後間もない等の理由でこれらの書類がない場合は、資金繰り表(書式自由)を提出してください。)	各2部
⑦	提出書類チェックシート【指定様式】 (新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書類チェックシート)		1部
⑧	上記①～③および⑤を格納したCD-RまたはDVD-R(USB不可)		1枚

(2) 申請の流れ

必要書類一式（前頁①～⑧）をご準備の上、下記提出先まで郵送してください。

※書留、レターパック等の到達確認ができる方法で提出してください。その他の方法により申請書類を提出いただいた場合に、申請書類の紛失や未着・延着等の申請者に不利益となる事態が起こっても、東京都は一切の責任を負いません。

※封筒の表左下に「東京都トライアル発注認定制度申請」と赤字でご記入ください。

※⑧CD-R または DVD-R に格納するデータ形式は以下のとおりとしてください。

- ・前項①申請書および②実施計画書：押印前の Word データ（PDF にしないでください）
- ・前項②実施計画書に別紙資料がある場合：PDF データ
- ・前項③商品カタログおよび⑤会社概要：PDF データ

<提出先・お問合せ先>

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 20 階中央

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 技術振興担当

電 話 03-5320-4745（直通） 内線 36-583

E-mail S0000474(at)section.metro.tokyo.jp（電子データ提出先）

※メールの件名は「東京都トライアル発注認定制度申請（申請事業者名）」としてください。

※アルファベット大文字エス（S）の後ろは英数字ゼロ（O）です。

※メール送信の際は、(at)を@に置き換えてください。

<申請受付期間>

令和3年3月22日（月）から4月7日（水）まで【郵送必着】

⇒申請書類が全て揃い、内容に不備が無いことを確認した時点で申請書類の正式受付となります。
正式受付後、メールにてその旨を通知いたします。受理通知の送付まで2～3週間程度かかる場合がございますので、予めご了承ください。

(3) 申請にあたっての留意事項

- ※ 申請に当たり、認定要綱第9条に同意いただく必要があります。知事が認定要綱第9条に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合、認定を取り消すことがあります。認定要綱第9条に掲げる事項は別添4（P.15）を参照してください。
- ※ 具体的な申請内容についてのご相談には応じかねますので、予めご了承ください。
- ※ 提出された申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。
- ※ 必要に応じて、東京都から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- ※ 申請書類の作成及び提出等、応募に係る一切の経費は、申請者の負担となります。

8. 留意事項

- (1) 本制度による認定は、認定商品の品質等を東京都が保証するものではありません。【再掲】
- (2) 本制度による認定は、認定商品を東京都が購入・借入することを約束するものではありません。【再掲】
- (3) 申請書類に含まれる個人情報、本制度に関してのみ使用します。ただし、ご同意いただける場合には、今後、東京都が行う各種事業等のご案内を送付することがあります。
(申請書類の所定の欄に記載(チェック)をお願いします。)
- (4) 申請書類に含まれる著作物等の著作権は東京都に帰属しませんが、公表その他本制度に必要な用途に用いる場合には、東京都はこれを無償で可以使用することとします。
- (5) 審査の途中経過及び審査結果に関するお問合せには一切応じかねますので、予めご了承ください。【再掲】
- (6) 東京都及び審査会は、本制度において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- (7) 認定を受けた後、申請書類に記載された実施計画を変更しようとする時は、事前に東京都の承認が必要です。

9. 認定の取消し

- (1) 特許権・意匠権・商標権・著作権等の知的財産に関する責任、品質や安全性等に関する責任は、本制度において認定した事業者が負うものとします。また、特許権等の侵害等重大な障害があることが判明した場合には、認定を取り消すことがあります。
- (2) 自社又は販売代理店等の関連企業が、投資の勧誘等、認定商品の販売促進以外の目的で本認定を使用した場合、認定を取り消すことがあります。
- (3) その他、知事が認定要綱第9条に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合、認定を取り消すことがあります。【再掲】

（別添 1）随意契約に関する関係法令

< 関係法令（抜粋） >

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項（※ 1）の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

〈略〉

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

以下略

※ 1 地方自治法

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

以下略

(別添 2) 中小企業者に関する関係法令

< 関係法令 (抜粋) >

中小企業等経営強化法 (平成 11 年法律第 18 号)

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

以下略

(別添3) 認定要件に関する関係法令等

< 認定要綱 (抜粋) >

「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する要綱 (平成 18 年 4 月 1 日 17 産労商調第 832 号)

第 4 条 (申請方法)

本要綱に基づく認定を受けようとする者(認定を受けようとする法人を設立しようとする者を含む。以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項について明らかにした新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書(様式第 1 号)により、知事に申請するものとする。

- (1) 新商品等の生産・提供等の目標
- (2) 新商品等の内容
- (3) 新商品等の生産・提供の実施時期
- (4) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 申請者は、申請の際、次の附属書類を添付する。

- (1) 登記事項証明書(個人事業主の場合は都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出の写し、個人の場合は住民票記載事項証明書)
- (2) 直近 2 営業期間の貸借対照表及び損益計算書
- (3) 会社概要
- (4) 新商品等の詳細がわかるカタログ
- (5) 新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書類チェックシート

第 5 条 (事業者の認定と審査会の設置)

知事は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、当該実施計画を実施しようとする者を新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定するものとする。

- (1) 当該実施計画に係る新商品等が、既に企業化されている商品等とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 当該実施計画に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は都民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品等の生産・提供及び販売の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品等の生産・提供による新たな事業分野の開拓を確実にするために適切なものであること。
- (4) 当該実施計画に係る新商品等が、都の機関において用途が見込まれるものであること。

以下略

< 関係法令 (抜粋) >

地方自治法施行規則 (昭和 22 年内務省令第 29 号)

第十二条之三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供(以下この条において「新商品の生産等」という。)により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下本条において「実施計画」という。)を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務(以下この条において「新商品等」という。)が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- 三 第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

(略)

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

- 一 新商品の生産等の目標
- 二 新商品等の内容
- 三 新商品の生産等の実施時期
- 四 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

以下略

（別添４）認定要綱第９条に関する詳細

東京都トライアル発注認定制度（新事業分野開拓者認定制度）の申請に当たり、以下の認定要綱第９条に同意いただく必要があります。

< 認定要綱（抜粋） >

「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する要綱（平成 18 年 4 月 1 日 17 産労商調第 832 号）

第 9 条（認定の取消し）

知事は、認定新事業分野開拓者が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、その認定を取り消すことができる。

- （１） 実施計画（※１）（第 6 条の規定（※２）による変更があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していない場合
- （２） 第 3 条第 1 項（※３）に定める認定対象に該当しなくなった場合
- （３） 偽りの申請により認定を受けた場合
- （４） 知的財産権に関し、特許権等の侵害など重大な障害があることが判明した場合
- （５） 自社又は販売代理店などの関連企業が、認定を投資の勧誘など、認定商品の販売促進以外の目的で使用した場合
- （６） 前各号のほか、この要綱に定める事項に反し、又は知事の指示に従わなかった場合

以下略

※１ 実施計画とは、申請書類の「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」のことを指します。

※２ 第 6 条（実施計画の変更申請と届出）

前条第 1 項の認定を受けた者（以下「認定新事業分野開拓者」という。）は、実施計画のうち新商品等の内容、都の機関において期待される新商品等の使用方法、新商品等の生産・提供及び販売の実施方法、新商品等の生産・提供及び販売の実施計画、又は新商品等の生産・提供及び販売に必要な資金の額及びその調達方法を変更しようとするときは、実施計画変更承認申請書（様式第 2 号）により、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 認定新事業分野開拓者は、実施計画について前項に掲げる事項以外の事項に変更があるときは、実施計画記載事項変更届（様式第 3 号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

※３ 第 3 条（認定対象者）

本要綱に基づく認定を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （１） 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。
- （２） 法人の場合は、都内に登記簿上の本店又は支店を有すること。個人事業主の場合は、都内に開業届出があること。
- （３） 次のいずれにも該当し、大企業が実質的に経営に参画していないこと。
 - ① 大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資していないこと。
 - ② 大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資していないこと。

(別添5) 審査・認定分野に関する詳細

分 野	概 要	例 示
①生活・文化用品	オフィス・学校等で使用される雑貨、器具・工具など	雨具、案内表示器、照明器具、知育アプリなど
②医療・福祉	医療現場・福祉施設等で使用される医療・福祉用品や感染症対策用品、介護の補助サービスなど	リハビリ機器、歩行補助器具、見守り用アプリなど
③防災用品	災害時に使用される備蓄品や災害対策用品・サービスなど	家具等転倒防止装置、備蓄用品（寝具、簡易トイレ等）、ヘルメット、防災アプリなど
④試験・計測機器	学校・試験研究機関等で使用される試験機、計測・調査サービスなど	評価試験機、測定装置、非破壊検査サービスなど
⑤環境・資源	環境に配慮した素材・製品や環境計測サービスなど	生分解性素材を利用した製品、浄水装置、蓄電池、CO ₂ モニタリングサービスなど
⑥情報・ソフトウェア	オフィス・学校等で使用される情報処理ソフトウェアやクラウドサービスなど	多言語化ソフトウェア、文書管理システム、紛失防止アプリなど

※例示はあくまで想定です。

※上記分野に完全に該当しない場合も申請可能です。